給与規程

第１章　　総　則

（適用範囲）

第1条　この規定は、就業規則第３５条に基づき、同規則第６条により雇い入れられる職員（以下、「常勤職員」とする。）の給与について定めるとともに、嘱託職員就業規則第９条に基づき、同規則第３条により雇い入れられる職員（以下、「嘱託職員」とする。）及び、非常勤職員就業規則第２６条に基づき、同規則第４条により雇い入れられる職員（以下、「非常勤職員」とする。）の給与について定めたものである。

2.　常勤職員、嘱託職員及び非常勤職員を総称して、「職員」とする。

（給与の種類）

第２条　給与の体系は次のとおりとする。なお、基本給にはライフプラン給付および資産形成ＤＢ手当を含むこととし、以下同様とする。

給与	月給給与	基準内給与	基本給	
			諸手当	地域手当
				扶養手当
				管理職手当
				指導育成手当
				処遇改善特例手当
		基準外給与	諸手当	超過勤務手当
				定額超過勤務手当
				住居手当
				通勤手当
				変則勤務手当
				提案手当
				遠隔地赴任手当
				公立保育所引継手当
				休日保育従事手当
				休日保育専従手当
				休日保育待機手当
				早期異動手当
				運転手当
				法定外有給休暇未取得手当
				出産給付調整手当
	賞与	定期賞与	期末賞与	
			勤勉賞与	
		不定期賞与	施設新設賞与	
			特別賞与	
			職員紹介賞与	
			特別功績賞与	
			新規入職賞与	

（給与の締切日および支払日）

第３条　給与は、当月初日から起算し当月末日に締切って計算し、当月 25 日（支払日が休日の場合はその前日。）に支払う。ただし、この規程に別段の定めのある場合はこの限りでない。

（非常退職時払い）

第４条　前条の規定にかかわらず、次の各号の１に該当するときは、職員（職員が死亡したときはその遺族。）の請求により、給与支払い日の前であっても既住の就業に対する給与を支払う。

⑴　職員の死亡、退職、解雇のとき

⑵　職員またはその収入によって生計を維持しているものが結婚し、出産し、疾病にかかり、災害を受け、または職員の収入によって生計を維持している者が死亡したため費用を必要とするとき

⑶　職員またはその収入によって生計を維持している者が、やむを得ない事由によって１週間以上にわたって帰郷するとき

⑷　その他特に必要と認めたとき

（遺族の範囲および順位）

第５条　前条に規定する遺族の範囲および順位はそれぞれ民法における相続権者および相続順位とする。

（給与の計算方法）

第６条　遅刻、早退、欠勤などにより、所定就業時間の全部または一部を、休業した場合においては、その休業した時間に対応する基本給及び地域手当を支給しない。ただし、この規程、または就業規則に別段の定めのある場合はこの限りでない。

2.　前項の場合において、休業した時間の計算は当該給与締切期間の末日において合計し、１時間未満は切り捨てる。

3.　一給与締切期間における給与の各項目に１円未満の端数を生じた場合においては、これを切り捨てるものとする。

4.　給与締切期間の中途において昇給、採用、または退職した者に対する当該給与締切期間における給与は発令日より日割りで計算して支給するものとする。休職に至る場合、復職の場合も同様とする。

5.　前項の日割り計算は、次の方法による。

（基本給＋地域手当＋管理職手当＋扶養手当＋指導育成手当＋処遇改善特例手当）÷（その給与期間の現日数－勤務を要しない日の日数）＝日割り額

6.　勤務１時間当たりの給与計算は次の方法による。

（基本給＋地域手当＋管理職手当＋扶養手当＋指導育成手当＋処遇改善特例手当）×12 月÷年間所定労働時間＝1 時間額

（給与の支払方法）

第７条　給与は通貨で直接職員にその金額を支払う。なお、職員の同意を得た場合には、該当職員の指定する銀行等の当該職員の預金口座への振込によることができる。

2.　前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは支払いのとき控除する。

⑴　法令で定められているもの（所得税、住民税、健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料等）

⑵　職員の過半数を代表する者と書面による協定を結んだもの

第２章　　基本給

（基本給・資産形成ＤＢ手当 ）

第８条　基本給は別表１のとおりとする。但し、短時間勤務常勤職員については、常勤職員の所定労働時間を分母とし、短時間職員の所定労働時間数を分子とした額をもって支給する。

2.　非常勤職員の基本時給については、本規程を準用し個別に算出し定める。

3.　基本給には資産形成ＤＢ手当を含むものとし、資産形成ＤＢ手当は、別に定める資産形成ＤＢ手当給付規程のとおり支給する。

（基本給の決定）

第９条　新たに給料表の適用をうけることとなった者の級と号給は本人の年齢、資格の有無、学歴、経験等を考慮して別に定める初任給規程により決定する。

2.　主任には最低号給を設け、30 歳以上 35 歳未満で昇任した場合には 2 級 14 号、35 歳以上で昇任した場合 2 級 30 号給とする。

（ライフプラン給付）

第 10 条 職員の老後の生活と福祉の向上を目的として別に定める確定拠出年金規程によりライフプラン給付を支給し、その額は、割増賃金等の算定基礎に含めるものとする。

（昇給）

第 11 条　昇給は基本給について予算の範囲内で行うものとする。

2.　昇給は毎年 10 月１日年１回とし、４号給以内とする。

3.　保育園を取り巻く経済状況の悪化または保育園の経営成績が悪化した場合は、昇給を行わないものとする。

4.　職員が 12 ケ月の間、良好な成績で勤務した場合は昇給させることができる。ただし、他の職員との均衡上必要と認めるとき、または職員の勤務成績が特に良好であった場合には 12 ケ月の期間を短縮することができる。

5.　中途採用の職員は次のとおりとする。

⑴　採用後 3 か月未満の者、昇給無し

⑵　採用後 3 か月以上 9 か月未満の者、2 号給昇給

⑶　採用後 9 か月以上の者、4 号給昇給

6.　昇任した場合には 4 号給の範囲内で昇給させることができる。

7.　職員の基本給月額が、その属する職務の級の最高月額である場合には、その者が同一職務の級にある間は昇給しない。ただし、その者がその基本給月額を受けるに至った時から、24 ケ月を下らない期間を良好な成績で勤務した場合については、その職員の基本給月額の直近下位の額との差額をその者が現に受けている基本給月額に加えて得た額に昇給させることができる。

8.　次の各号に該当する者に対しては昇給を行わないことを原則とする。

⑴　休職中の者

⑵　勤務成績または勤務能力の極めて悪い者

⑶　年間欠勤率 20%以上の者
⑷　譴責以上の処分を受けた者
⑸　昇給前月の基本給が別表 1 給料表 4 級以上に位置づけられている者を除く満 55 歳に達した者

9.　育児休業又は介護休業により休職していた職員の復職後の昇給は、復職した日の属する月の翌月初日とする。

第 3 章　　職員諸手当

（職員諸手当）

第 12 条　職員諸手当は以下のとおりとし、その支給要件および支給金額は別表 2 によって支給する。

⑴　変則勤務手当は早番および遅番勤務をした職員に支給する。但し非常勤職員には支給しない。
⑵　扶養手当は扶養親族のある職員に支給する。但し、部長、嘱託職員及び非常勤職員には支給しない。また 4 月 1 日時点で満 22 歳以上の扶養親族および満 60 歳未満の扶養親族は支給対象としない。
⑶　住居手当は借家または借間に居住し、一定額を超える家賃または間代を支払っている世帯主である職員に支給する。但し、施設ごとに運用する借り上げ社宅制度を利用する職員は、入居期間中に限り不支給とする。また、嘱託職員及び非常勤職員には支給しない。
⑷　通勤手当は 2 キロメートル以上の地域に居住する職員が通勤のため交通機関を利用することを常例とする場合、又は車輌等交通用具を使用している場合その職員に支給する。但し、施設ごとに運用する借り上げ社宅制度を利用する職員は、入居期間中に限り不支給とする。
⑸　超過勤務手当は所定就業時間を超えて勤務することを命ぜられた職員に対して支給する。但し、別表 1 の 4 級以上の職員には支給しない。
⑹　定額超過勤務手当は、事前に所定労働時間を超えた勤務を命ぜられた職員に支給する。但し、本号の所定労働時間を超えた勤務には、休日勤務、深夜勤務を含まないこととする。また、別表 1 の 4 級以上の職員には支給しない。
⑺　管理職手当は部長及び課長、室長、園長（以下「園長等」とする）に支給する。
⑻　地域手当は職員に支給する。
⑼　遠隔地赴任手当は遠隔地から採用した職員および異動職員に支給する。但し、非常勤職員には支給しない。
⑽　公立保育所引継ぎ手当は受託した公立保育所に勤務する常勤職員及び嘱託職員に支給する。但し、非常勤職員には支給しない。
⑾　提案手当は、業務改善提案票を提出した職員に支給する。
⑿　指導育成手当は、支給当年度の処遇改善加算補助金Ⅱを財源として、支給当年度 4 月 1 日の職員配置に基づき、給料表別表 1 の 2 号級および 3 号級の常勤職員、当年度にクラスリーダー等を担う保育士、および支給当年度に各園 2 名以内の理事会で承認した職員に対し支給する。但し、非常勤職員には支給しない。
⒀　処遇改善特例手当は、支給当年度 4 月 1 日の職員配置に基づき、支給当年度の処遇改善加算補助金Ⅲを財源として、理事、園長等を除く指導育成手当を支給していない職員に対し、勤務実態に応じて支給する。
⒁　早期異動手当は、異動区分ニを希望し異動した職員に支給する。但し、非常勤職員には支給しない。
⒂　運転手当は、園長等から指示を受け車両を運転する業務に就いた、給料表別表 1 の職務の級が 1 級から 3 級の職員に支給する。
⒃　休日保育従事手当は、休日保育実施要項に定める管理者の従事職員に休日出勤手当を含めた時間給を支給する。また、保育士、調理員の従事職員に休日出勤手当を含めた時給を支給する。ただし、いずれも法定時間外勤務手当を含む。
⒄　休日保育専従手当は、南大泉保育園において専ら休日保育に従事するために雇用された保育士及び調理員の非常勤職員に時給を支給する。ただし、法定時間外勤務手当を含む。
⒅　休日保育待機手当は、休日保育実施要項に定める休日保育の待機者に選任されながら、同第５条第２項第 3 号の決定により、休日保育実施日の予定利用人数が少なかったために従事者とならなかった管理者、保育士、調理員の待機者に手当を支給する。
⒆　法定外有給休暇未取得手当は、消滅時効によって消滅する年次有給休暇について、買上げ請求をおこなった職員に支給する。
⒇　出産給付調整手当は、産前産後休暇中の職員に出産後直近の給与支給日に支給する。ただし、出産手当金が育児休業給付金と同率になるまでの時限措置とする。

第 4 章　　賞　与

（賞与）

第 13 条　法人は、期末賞与、勤勉賞与（以下「定期賞与」という）および特別賞与、施設新設賞与、職員

紹介賞与、特別功績賞与、新規入職賞与（以下「不定期賞与」という）を支給する。但し、短時間勤務常勤職員については、勤勉賞与は支給しないものとし、育児介護短時間勤務職員については、勤勉賞与を支給するものとする。支給額・配分方法は別表３に定める。

2. 期末賞与は、上期期末賞与と下期期末賞与に分け 6 月 1 日、12 月 1 日（以下これらの日を「基準日」という。）に在職する職員で、かつ賞与支給日に在職する常勤職員及び嘱託職員に対し、上期期末賞与は 6 月 15 日、下期期末賞与は 12 月 15 日（支払日が休日の場合はその前日）に支給する。ただし、法人の予算状況、経営成績等により、その支給額を増額又は減額することがある。また、短時間勤務の常勤職員（育児介護短時間勤務を適用している職員は含まない）は除く。

上期期末賞与は 12 月 1 日より翌年 5 月 31 日までを支給対象期間とする。

下期期末賞与は 6 月 1 日より 11 月 30 日までを支給対象期間とする。

3. 勤勉賞与は、法人の業績に対応して支給し、前項の上期勤勉賞与及び下期勤勉賞与に配分し、基準日に在職する職員で、かつ賞与支給日に在職する職員に対し、上期勤勉賞与は 6 月 15 日、下期勤勉賞与は 12 月 15 日（支払日が休日の場合はその前日）に各正職員の勤務成績・責任度・技能業績に応じて支給する。
4. 施設新設賞与は、保育園を新設した年に決算資金収支残高が予算以上に剰余が生じた場合に、3 月 1 日に在職し、かつ 4 月 1 日以降も在職する常勤職員及び嘱託職員に対し年度末に支給する。
5. 特別賞与は、理事会で決定し支給する。
6. 職員紹介賞与は、リファラル採用制度に基づき、優秀な人材の法人への就労を促した在職する職員および入職した常勤職員に対し支給する。
7. 特別功績賞与は、著しい功績をあげた職員に対し支給する。
8. 新規入職賞与は、入職した常勤職員に対し、入職後最初の賞与支給日に支給する。ただし、支給対象者は理事会にて決定する。
9. 賞与は非常勤職員にも支給することができる。

第 5 章　不就労時の給与

（休職時の給与）

第 14 条　職員が法人の責に帰すべき事由により休業した場合においては、休業 1 日につき、労働基準法第 12 条に規定する平均給与の 100 分の 60 を支給する。

（特別休暇中の給与）

第 15 条　就業規則第 34 条の特別休暇により勤務しなかった時間または日の給与については下記に掲げるものを除き通常の給与を支給する。

⑴　特別休暇の届出がなかった職員

⑵　特別休暇の日数を超えて休んだ場合のその超えた日数

（休職期間中の給与）

第 16 条　就業規則第 13 条の休職期間中の給与については、無給とする。

2. 休職期間中の本人負担金ついては、毎月、月末までに精算する。

第 6 章　退職金

（退職金）

第 17 条　退職金については、給料表別表 1 を適用する職員に支給する。但し、嘱託職員及び非常勤職員には支給しない。

2. 退職金の支給方法については、独立行政法人福祉医療機構並びに社会福祉法人東京都社会福祉協議会の制度による。
3. 退職日までに取得しなかった年次有給休暇相当分について買上請求があった場合、１日あたり 10,000 円を支給する。

付則

この規程は平成 10 年 4 月 1 日より施行する。

1. 平成 11 年 12 月 15 日一部改正
2. 平成 12 年 4 月 1 日一部改正
3. 平成 14 年 10 月 1 日一部改正
4. 平成 18 年 4 月 1 日一部改正
5. 平成 18 年 12 月 14 日一部改正　（※）

※賞与の算定については、平成 18 年 4 月 1 日に遡って適用する。

※副園長に係る改正については、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

6. 平成 19 年 3 月 9 日一部改正

※職務手当の支給金額の改正は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

付則（平成 20 年 5 月 28 日一部改正）

（施行期日）この規程は平成 20 年 5 月 28 日より施行し、平成 20 年 4 月 1 日より適用する。ただし、第 2

条及び第 11 条の特殊業務手当及び管理職手当の改正部分は平成 20 年 6 月 1 日より適用する。
（みなし号給額）改正後の給与月額を平成 20 年度に限り、給料表 A1 等級 15 号給は 156,200 円に 1 等級 16 号給は 159,200 円とみなす。
7. 平成 20 年 1 月 1 日一部改正
8. 平成 21 年 4 月 1 日一部改正
9. 平成 22 年 4 月 1 日一部改正(管理職手当、給料表の改正)
10. 平成 22 年 4 月 1 日一部改正(昇給基準の改正)
11. 平成 22 年 6 月 1 日一部改正(特別賞与の規程の改正)
12. 平成 23 年 4 月 1 日一部改正(別表 1 の改正、別表 2 の改正)
13. 平成 24 年 4 月 1 日一部改正(別表 1 の改正)
14. 平成 25 年 4 月 1 日一部改正(給与の種類、職員諸手当、別表１、別表 2、別表 3 の改正)
15. 平成 25 年 10 月 1 日一部改正(別表１の改正、地域手当、被服手当、遠隔地赴任手当の新設、別表３の改正)
（遠隔地採用者赴任費貸与制度との統合）遠隔地赴任手当の新設により遠隔地採用者赴任費貸与制度は廃止し、本手当に統合する。既に遠隔地採用者赴任費貸与制度に基づく遠隔地採用者赴任費貸与金については、遠隔地赴任手当に移行する。移行日は平成 25 年 12 月 15 日とする。
16. 平成 26 年 4 月 1 日一部改正（別表１の改正、変則勤務手当の新設）
17. 平成 27 年 4 月 1 日一部改正〔主任最低号給、職員諸手当、別表１及び別表２（小規模保育所園長）の改正〕主任最低号給の実施にあたっては、在職者の調整を行う。
18. 平成 28 年 4 月 1 日一部改正（住居手当支給要件変更、小規模保育園副園長職務手当変更）
19. 平成 28 年 9 月 1 日一部改正（職員紹介賞与新設）
20. 平成 29 年 1 月 1 日一部改正（借り上げ社宅制度利用者の住居手当、通勤手当不支給）
21. 平成 29 年 4 月 1 日一部改正（地域手当を本俸、管理職手当、扶養手当額の 19%とする）
22. 平成 29 年 4 月 1 日一部改正（短時間勤務常勤職員、特別功績賞与）
23. 平成 29 年 10 月 1 日一部改正（指導育成手当、新規入職賞与、55 歳昇給停止の一部解除）
24. 平成 30 年 4 月 1 日一部改正（変則勤務手当を看護師、調理員にも支給、組織改正に伴う用語修正）
25. 平成 30 年 8 月 7 日一部改正し、平成 30 年 4 月 1 日に遡及適用する。（部長職給与の設定）
26. 平成 31 年 4 月 1 日一部改正（ライフプラン給付条項追加、基本給にライフプラン給付を含める）
27. 平成 31 年 4 月 1 日一部改正（休日保育手当の追加）
28. 令和 2 年 4 月 1 日一部改正（東京都職員給与表に準拠、休日保育諸手当追加等）
29. 令和 2 年 4 月 1 日一部改正（別表 4 の改正）
30. 令和 3 年 4 月 1 日一部改正（別表 3 の改正）
31. 令和 3 年 4 月 1 日一部改正（指導育成手当の変更、定額残業制度の創設、別表 2 の変更、別表 4 の廃止）
32. 令和 4 年 4 月 1 日一部改正（適用範囲、給与の種類、給与の支払方法、基本給、職員諸手当、賞与、特別休暇中の給与、休職期間中の給与の一部改正、第 6 章退職金の新設、別表 1、別表 2、別表 3 の一部改正）
33. 令和 4 年 4 月 1 日一部改正（別表 1 の改正）
34. 令和 4 年 10 月 1 日一部改正（指導育成手当、処遇改善特例手当の基準内賃金化と扶養手当、処遇改善特例手当の支給方法の改正）
35. 令和 5 年 4 月 1 日一部改正（基本給、職員諸手当の一部改正）
36. 令和 5 年 8 月 1 日一部改正し、令和 5 年 4 月 1 日に遡及適用する。（別表 2、別表 3 の改正）
37. 令和 5 年 10 月 1 日一部改正（別表 1 の改正）
38. 令和 6 年 4 月 1 日一部改正（給料表別表１、別表 3 の改正）
39. 令和 6 年 3 月 5 日一部改正、施行（法定外有給休暇未取得手当、退職金の一部改正）
40. 令和 6 年 9 月 3 日一部改正　令和 6 年 10 月 1 日施行（別表１の改正）
41. 令和 6 年 12 月 3 日一部改正　令和 7 年 4 月 1 日施行（昇給、職員諸手当、賞与、別表１、別表２、別表３の改正）
経過措置として、扶養親族が配偶者のみの場合は、令和 7 年度に限り扶養手当を半額支給する。
昇給について、令和 7 年度に限り 4 月 1 日に従前どおり昇給し 10 月 1 日に本則の 50%定期昇給する。
出産給付調整手当については、令和 8 年 4 月 1 日施行とする。
令和 7 年 3 月 31 日までに、令和 5 年度に対して令和 6 年度の公定価格が 5%以上増額され、その財源の使途として職員の給与改善等に充当することが求められる場合は、増額した財源の範囲内で地域手当を現行の 15%から最大 20%まで引き上げることとする。また、同様の措置を財源の範囲内で、理事長の判断に基づき令和 6 年 4 月 1 日に 遡って適用する場合がある。
42. 令和 7 年 3 月 4 日一部改正、令和 7 年 4 月 1 日施行（給与の種類、基本給の一部改正、別表 2 変則勤務手当支給金額の改正）

別表１

＜給料表Ａ＞［施設長、保育士、事務員等］

職員の区分	職務の級	１級	２級	３級	４級	５級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
就業規則が適用される職員	1	184,100	235,800	254,800	303,400	502,700
	2	185,000	237,000	256,200	305,400	517,900
	3	186,000	238,200	257,600	307,400	526,900
	4	187,000	239,400	259,000	309,300	535,900
	5	188,000	240,600	260,500	311,200	
	6	189,000	241,800	261,900	313,100	
	7	190,100	243,000	263,300	315,200	
	8	191,200	244,200	264,700	317,200	
	9	192,300	245,400	266,200	319,100	
	10	193,400	246,600	267,600	321,100	
	11	194,500	247,800	269,100	323,100	
	12	195,700	249,100	270,700	325,100	
	13	196,900	250,400	272,300	327,100	
	14	198,100	251,700	274,000	329,200	
	15	199,400	252,900	275,700	331,300	
	16	200,700	254,300	277,400	333,300	
	17	202,100	255,800	279,200	335,400	
	18	204,200	257,200	281,200	337,500	
	19	206,300	258,400	283,100	339,700	
	20	208,500	259,800	285,100	341,900	
	21	210,700	261,300	287,000	344,100	
	22	212,500	262,700	289,000	346,600	
	23	214,300	264,000	291,000	349,100	
	24	216,100	265,400	292,900	351,600	
	25	217,900	266,900	294,800	354,100	
	26	219,800	268,500	296,800	356,600	
	27	221,700	270,000	298,800	359,100	
	28	223,600	271,500	300,700	361,900	
	29	225,500	273,100	302,600	364,600	
	30	226,800	275,100	304,600	367,600	
	31	228,200	277,000	306,600	370,500	
	32	229,600	279,000	308,500	373,400	
	33	231,200	280,900	310,400	376,400	
	34	232,400	282,500	312,300	379,200	
	35	233,500	284,100	314,400	381,900	
	36	234,600	285,600	316,400	384,600	
	37	235,700	286,900	318,300	387,100	
	38	236,700	288,200	320,300	389,600	
	39	237,800	289,500	322,200	391,900	
	40	238,900	290,900	324,200	394,300	
	41	240,100	292,300	326,200	396,700	
	42	241,100	293,700	328,100	399,000	
	43	242,200	295,000	330,100	401,300	
	44	243,300	296,300	332,100	403,600	
	45	244,500	297,600	334,100	406,000	
	46	245,500	298,900	336,100	408,300	
	47	246,600	300,200	338,100	410,500	
	48	247,700	301,500	340,100	412,700	
	49	248,900	302,800	342,200	415,000	
	50	250,000	304,100	344,700	417,300	
	51	251,100	305,400	347,200	419,500	
	52	252,100	306,700	349,700	421,700	
	53	253,200	308,000	352,200	423,700	
	54	254,200	309,300	354,500	425,600	
	55	255,300	310,600	356,700	427,600	
	56	256,400	311,800	358,800	429,500	
	57	257,500	313,100	360,800	431,300	
	58	258,500	314,300	362,800	433,100	
	59	259,600	315,500	364,700	434,800	
	60	260,700	316,800	366,500	436,600	
	61	261,800	318,100	368,400	438,400	
	62	262,800	319,400	370,300	439,900	
	63	263,900	320,600	372,200	441,000	
	64	265,000	321,900	374,000	441,900	
	65	266,100	323,100	375,800	442,800	
	66	267,100	324,300	377,500	443,600	
	67	268,200	325,500	379,100	444,300	
	68	269,300	326,800	380,500	445,000	

＜給料表Ｂ＞［看護師、保健師等］

職務の級	１級	２級	３級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	195,800	239,500	256,400
2	197,100	240,300	257,800
3	198,600	241,300	259,200
4	200,100	242,200	260,700
5	201,700	243,300	262,200
6	203,200	244,300	263,700
7	204,700	245,300	265,100
8	206,200	246,200	266,500
9	207,700	247,200	268,000
10	209,100	248,200	269,400
11	210,600	249,100	270,900
12	212,100	250,100	272,500
13	213,700	251,100	274,100
14	215,200	252,400	275,600
15	216,700	253,600	277,000
16	218,200	254,900	278,600
17	219,700	256,300	280,300
18	221,200	257,600	282,200
19	222,700	258,800	283,900
20	224,200	260,200	285,800
21	225,700	261,600	287,700
22	227,300	263,000	289,600
23	229,100	264,500	291,600
24	230,900	266,000	293,400
25	232,500	267,500	295,200
26	233,300	269,000	297,100
27	234,100	270,400	299,000
28	234,900	272,000	300,900
29	235,600	273,700	302,800
30	236,300	275,600	304,800
31	237,100	277,300	306,700
32	237,900	279,200	308,600
33	238,700	281,100	310,500
34	239,400	282,700	312,400
35	240,200	284,200	314,500
36	241,000	285,700	316,500
37	241,900	287,100	318,400
38	242,800	288,500	320,400
39	243,700	289,800	322,300
40	244,600	291,100	324,300
41	245,600	292,400	326,300
42	246,400	293,800	328,200
43	247,300	295,100	330,200
44	248,300	296,400	332,200
45	249,300	297,700	334,200
46	250,200	299,000	336,200
47	251,200	300,400	338,200
48	252,200	301,600	340,200
49	253,400	302,900	342,300
50	254,500	304,200	344,800
51	255,600	305,500	347,300
52	256,700	306,800	349,800
53	257,900	308,100	352,300
54	259,000	309,400	354,600
55	260,000	310,700	356,800
56	261,000	312,000	358,900
57	262,100	313,300	360,900
58	263,200	314,700	362,900
59	264,200	315,900	364,800
60	265,200	317,100	366,600
61	266,300	318,300	368,500
62	267,300	319,500	370,400
63	268,300	320,700	372,300
64	269,400	322,000	374,100
65	270,500	323,200	375,900
66	271,500	324,400	377,500
67	272,600	325,600	379,100
68	273,600	326,900	380,500

＜給料表Ｃ＞［管理栄養士、栄養士等

職務の級	１級	２級	３級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	184,300	237,600	255,100
2	185,300	238,600	256,500
3	186,400	239,700	257,900
4	187,500	240,600	259,300
5	188,600	241,600	260,800
6	189,700	242,600	262,300
7	190,900	243,600	263,800
8	192,100	244,600	265,100
9	193,400	245,800	266,600
10	194,700	246,900	268,000
11	196,000	248,100	269,500
12	197,400	249,300	271,200
13	198,800	250,600	272,800
14	200,100	251,900	274,400
15	201,400	253,200	276,000
16	202,800	254,600	277,700
17	204,300	256,000	279,500
18	205,700	257,400	281,500
19	207,100	258,700	283,400
20	208,500	260,000	285,300
21	210,000	261,500	287,300
22	212,500	262,900	289,300
23	215,000	264,400	291,300
24	217,500	265,700	293,200
25	220,000	267,100	295,100
26	221,600	268,700	297,100
27	223,300	270,200	299,000
28	225,100	271,800	300,900
29	226,900	273,400	302,900
30	228,000	275,300	304,900
31	229,200	277,200	306,900
32	230,400	279,100	308,800
33	231,600	281,100	310,700
34	232,900	282,700	312,500
35	234,200	284,300	314,600
36	235,500	285,700	316,600
37	236,700	287,000	318,500
38	237,700	288,300	320,500
39	238,800	289,600	322,400
40	239,700	291,000	324,300
41	240,700	292,400	326,300
42	241,700	293,800	328,200
43	242,700	295,100	330,100
44	243,700	296,400	332,100
45	244,700	297,700	334,100
46	245,800	299,000	336,100
47	247,000	300,400	338,100
48	248,200	301,700	340,100
49	249,500	303,000	342,200
50	250,600	304,300	344,700
51	251,700	305,600	347,200
52	252,800	306,900	349,700
53	253,900	308,200	352,200
54	254,900	309,500	354,500
55	256,000	310,700	356,700
56	257,100	312,000	358,800
57	258,200	313,300	360,800
58	259,300	314,600	362,800
59	260,400	315,800	364,700
60	261,400	317,100	366,500
61	262,500	318,400	368,400
62	263,500	319,600	370,300
63	264,600	320,800	372,200
64	265,800	322,100	374,000
65	266,800	323,400	375,800
66	267,700	324,700	377,500
67	268,700	325,900	379,100
68	269,900	327,200	380,500

＜給料表Ｄ＞［調理員、用務員等］

職務の級	１級	２級	３級	４級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	168,300	231,400	268,900	300,300
2	168,300	233,300	270,700	302,400
3	168,300	235,000	272,400	304,500
4	168,300	236,800	274,200	306,600
5	168,300	238,500	276,000	308,700
6	168,300	240,100	277,800	310,800
7	168,300	241,600	279,600	312,900
8	168,300	243,100	281,400	315,000
9	168,300	244,500	283,200	317,000
10	168,300	246,000	285,000	319,000
11	168,300	247,500	286,800	321,000
12	168,300	249,000	288,600	323,000
13	168,300	250,500	290,400	324,900
14	168,300	252,000	292,100	326,900
15	168,300	253,500	293,800	328,800
16	168,300	255,000	295,500	330,700
17	168,300	256,400	297,200	332,600
18	168,300	257,900	298,900	334,500
19	168,300	259,400	300,500	336,400
20	168,300	260,900	302,200	338,400
21	168,300	262,400	303,900	340,200
22	168,300	263,900	305,500	342,100
23	168,300	265,400	307,100	343,900
24	168,300	266,900	308,700	345,700
25	168,300	268,400	310,300	347,500
26	168,300	269,900	311,800	349,200
27	168,900	271,400	313,300	350,800
28	170,300	272,900	314,700	352,400
29	171,700	274,400	316,100	354,000
30	173,200	276,000	317,600	355,200
31	174,700	277,500	319,000	356,400
32	176,200	278,900	320,400	357,600
33	177,800	280,400	321,800	358,800
34	179,300	281,900	323,200	359,900
35	180,900	283,200	324,600	360,900
36	182,500	284,600	325,900	362,000
37	184,100	285,900	327,200	363,000
38	185,600	287,300	328,400	364,000
39	187,200	288,700	329,600	364,900
40	188,800	289,900	330,700	365,800
41	190,300	291,200	331,800	366,700
42	191,700	292,400	332,800	367,500
43	193,100	293,600	333,700	368,300
44	194,500	294,700	334,600	369,100
45	195,800	295,800	335,500	369,800
46	196,900	296,800	336,400	370,400
47	198,000	297,800	337,200	371,000
48	199,100	298,800	338,000	371,600
49	200,100	299,800	338,800	372,100
50	201,100	300,800	339,600	372,600
51	202,100	301,700	340,300	373,000
52	203,000	302,600	341,000	373,400
53	204,000	303,500	341,700	373,800
54	205,100	304,400	342,400	374,200
55	206,200	305,300	343,000	374,600
56	207,400	306,100	343,600	375,000
57	208,700	306,900	344,200	375,300
58	209,900	307,700	344,700	375,700
59	211,200	308,500	345,200	376,100
60	212,500	309,300	345,700	376,400
61	213,800	310,100	346,100	376,700
62	215,100	310,700	346,500	377,100
63	216,400	311,300	346,900	377,500
64	217,700	311,900	347,300	377,800
65	218,900	312,500	347,700	378,100
66	220,200	313,100	348,100	378,500
67	221,500	313,700	348,500	378,900
68	222,800	314,300	348,900	379,200

別表１

＜給料表Ａ＞［施設長、保育士、事務員等］

職員の区分	職務の級	１級	２級	３級	４級	５級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	69	270,300	328,000	382,000	445,700	
	70	271,300	329,200	383,000	446,400	
	71	272,400	330,400	383,900	447,100	
	72	273,400	331,600	384,700	447,800	
	73	274,500	332,900	385,500	448,500	
	74	275,500	334,000	386,300	449,200	
	75	276,600	335,200	387,000	449,900	
	76	277,600	336,300	387,700	450,500	
	77	278,700	337,500	388,500	451,100	
	78	279,700	338,600	389,200	451,800	
	79	280,700	339,600	389,900	452,400	
	80	281,800	340,500	390,600	453,000	
	81	282,900	341,300	391,300	453,600	
	82	283,900	342,100	391,900	454,200	
	83	285,000	342,900	392,500	454,800	
	84	286,000	343,600	393,000	455,400	
	85	287,100	344,300	393,500	456,000	
	86	288,100	345,100	394,000	456,600	
	87	289,100	345,700	394,500	457,200	
	88	290,100	346,400	395,100	457,700	
	89	291,200	347,100	395,700	458,200	
	90	292,200	347,700	396,300	458,800	
	91	293,300	348,200	396,900	459,300	
	92	294,300	348,600	397,400	459,800	
	93	295,300	349,100	397,900	460,300	
	94	296,300	349,600	398,500	460,800	
	95	297,300	350,100	399,000	461,300	
	96	298,300	350,600	399,500	461,800	
	97	299,400	351,000	400,000	462,200	
	98	300,400	351,500	400,500		
	99	301,400	351,900	401,000		
	100	302,400	352,400	401,500		
	101	303,500	352,900	402,000		
	102	304,600	353,300	402,500		
	103	305,600	353,800	403,000		
	104	306,600	354,300	403,500		
	105	307,500	354,700	403,900		
	106	308,400	355,100	404,400		
	107	309,300	355,500	404,900		
	108	310,200	355,900	405,300		
	109	311,000	356,300	405,700		
	110	311,700	356,700	406,200		
	111	312,400	357,100	406,700		
	112	313,100	357,500	407,100		
	113	313,800	357,900	407,500		
	114	314,200	358,300	408,000		
	115	314,700	358,700	408,500		
	116	315,200	359,100	408,900		
	117	315,600	359,500	409,300		
	118	316,000	359,900	409,800		
	119	316,300	360,300	410,200		
	120	316,600	360,700	410,600		
	121	316,900	361,100	411,000		
	122	317,300	361,400	411,500		
	123	317,600	361,800	411,900		
	124	317,900	362,200	412,300		
	125	318,200	362,600	412,700		
	126	318,600	362,900	413,200		
	127	318,900	363,300	413,600		
	128	319,200	363,700	414,000		
	129	319,500	364,100	414,400		
	130	319,900		414,900		
	131	320,200		415,300		
	132	320,500		415,700		
	133	320,800		416,100		
	134	321,200		416,500		
	135	321,500		416,900		
	136	321,800		417,300		

＜給料表Ｂ＞［看護師、保健師等］

職務の級	１級	２級	３級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
69	274,700	328,100	382,000
70	275,700	329,300	383,000
71	276,800	330,600	383,900
72	277,800	331,800	384,700
73	278,900	333,000	385,500
74	279,900	334,200	386,300
75	280,900	335,500	387,000
76	282,000	336,600	387,700
77	283,000	337,800	388,500
78	284,000	338,900	389,200
79	285,100	339,900	389,900
80	286,100	340,800	390,600
81	287,100	341,600	391,300
82	288,100	342,400	391,900
83	289,100	343,200	392,500
84	290,100	343,900	393,000
85	291,200	344,700	393,500
86	292,200	345,500	394,000
87	293,300	346,200	394,500
88	294,300	346,900	395,100
89	295,300	347,500	395,700
90	296,300	348,000	396,300
91	297,300	348,400	396,900
92	298,300	348,800	397,400
93	299,400	349,300	397,900
94	300,400	349,700	398,500
95	301,400	350,100	399,000
96	302,400	350,600	399,500
97	303,500	351,100	399,900
98	304,600	351,500	400,400
99	305,500	351,900	400,900
100	306,400	352,400	401,400
101	307,200	352,900	401,900
102	308,100	353,300	402,400
103	308,900	353,700	402,900
104	309,700	354,100	403,400
105	310,500	354,400	403,800
106	311,300	354,800	404,300
107	312,000	355,200	404,800
108	312,700	355,600	405,200
109	313,300	355,900	405,600
110	313,800	356,200	406,100
111	314,200	356,600	406,600
112	314,700	357,000	407,000
113	315,000	357,400	407,400
114	315,300	357,800	407,900
115	315,600	358,200	408,400
116	315,900	358,500	408,800
117	316,200	358,900	409,200
118	316,500	359,300	409,700
119	316,800	359,700	410,100
120	317,100	360,100	410,500
121	317,400	360,400	410,900
122	317,700	360,700	411,300
123	318,000	361,100	411,700
124	318,300	361,500	412,100
125	318,600	361,800	412,500
126	318,900	362,100	412,900
127	319,200	362,500	413,300
128	319,500	362,900	413,700
129	319,800	363,200	414,100
130	320,100		
131	320,400		
132	320,700		
133	321,000		
134	321,300		
135	321,600		
136	321,900		

＜給料表Ｃ＞［管理栄養士、栄養士等

職務の級	１級	２級	３級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
69	271,000	328,400	382,000
70	272,000	329,600	383,000
71	273,000	330,800	383,900
72	274,100	332,000	384,700
73	275,200	333,300	385,500
74	276,200	334,400	386,300
75	277,300	335,500	387,000
76	278,300	336,500	387,700
77	279,300	337,700	388,500
78	280,300	338,700	389,200
79	281,300	339,700	389,900
80	282,300	340,600	390,600
81	283,300	341,400	391,300
82	284,300	342,200	391,900
83	285,300	342,900	392,500
84	286,300	343,600	393,000
85	287,300	344,300	393,500
86	288,300	345,100	394,000
87	289,200	345,700	394,500
88	290,100	346,400	395,100
89	291,300	347,100	395,700
90	292,200	347,700	396,300
91	293,300	348,200	396,900
92	294,300	348,600	397,400
93	295,300	349,100	397,900
94	296,300	349,600	398,500
95	297,300	350,100	399,000
96	298,300	350,600	399,500
97	299,300	351,000	400,000
98	300,300	351,500	400,500
99	301,300	351,900	401,000
100	302,300	352,400	401,500
101	303,300	352,900	402,000
102	304,300	353,300	402,500
103	305,200	353,800	403,000
104	306,200	354,100	403,500
105	307,000	354,400	403,900
106	307,800	354,700	404,400
107	308,600	355,100	404,900
108	309,500	355,500	405,300
109	310,400	355,900	405,700
110	311,200	356,200	406,200
111	312,000	356,600	406,700
112	312,800	357,000	407,100
113	313,500	357,400	407,500
114	314,000	357,800	408,000
115	314,600	358,100	408,500
116	315,100	358,500	408,900
117	315,500	358,900	409,300
118	315,800	359,200	409,800
119	316,100	359,600	410,200
120	316,400	360,000	410,600
121	316,700	360,400	411,000
122	317,000	360,700	411,500
123	317,300	361,100	411,900
124	317,600	361,500	412,300
125	317,900	361,900	412,700
126	318,200		413,100
127	318,500		413,500
128	318,800		413,900
129	319,100		414,300
130	319,400		414,700
131	319,700		415,100
132	320,000		415,500
133	320,300		415,900
134	320,600		
135	320,900		
136	321,200		

＜給料表Ｄ＞［調理員、用務員等］

職務の級	１級	２級	３級	４級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
69	224,000	314,800	349,200	379,500
70	225,300	315,400	349,600	379,800
71	226,600	315,900	350,000	380,100
72	227,900	316,400	350,300	380,400
73	229,200	316,900	350,600	380,700
74	230,500	317,400	351,000	381,000
75	231,800	317,900	351,300	381,300
76	233,100	318,400	351,600	381,600
77	234,400	318,800	351,900	381,900
78	235,600	319,300	352,300	382,200
79	236,900	319,700	352,600	382,500
80	238,200	320,100	352,900	382,800
81	239,400	320,500	353,200	383,100
82	240,700	320,900	353,500	383,400
83	242,000	321,300	353,800	383,700
84	243,200	321,600	354,100	384,000
85	244,500	321,900	354,400	384,200
86	245,800	322,300	354,700	384,500
87	247,100	322,700	355,000	384,800
88	248,400	323,000	355,300	385,100
89	249,600	323,300	355,600	385,400
90	250,900	323,700	355,900	385,700
91	252,200	324,000	356,200	386,000
92	253,500	324,300	356,500	386,300
93	254,800	324,600	356,800	386,600
94	256,100	325,000	357,100	386,900
95	257,300	325,300	357,400	387,200
96	258,500	325,600	357,700	387,500
97	259,600	325,900	358,000	387,800
98	260,800	326,300	358,300	388,100
99	262,000	326,600	358,600	388,400
100	263,100	326,900	358,900	388,700
101	264,100	327,100	359,200	389,000
102	265,200	327,400	359,500	389,300
103	266,300	327,700	359,800	389,600
104	267,400	328,000	360,100	389,900
105	268,400	328,300	360,300	390,200
106	269,400	328,700	360,600	390,500
107	270,400	329,000	360,900	390,800
108	271,400	329,200	361,200	391,100
109	272,400	329,500	361,500	391,400
110	273,400	329,800	361,800	391,700
111	274,400	330,100	362,100	392,000
112	275,100	330,400	362,400	392,300
113	276,000	330,700	362,700	392,600
114	276,800	331,000	363,000	392,900
115	277,600	331,300	363,300	393,200
116	278,400	331,600	363,600	393,500
117	279,100	331,900	363,900	393,800
118	279,700	332,200	364,200	394,100
119	280,300	332,500	364,500	394,400
120	280,800	332,800	364,800	394,700
121	281,300	333,100	365,100	395,000
122	281,800	333,400	365,400	395,300
123	282,200	333,700	365,700	395,600
124	282,600	334,000	366,000	395,900
125	283,000	334,300	366,300	396,200
126	283,400	334,600	366,600	396,500
127	283,800	334,900	366,900	396,800
128	284,200	335,200	367,200	397,100
129	284,500	335,500	367,500	397,400
130	284,900	335,800	367,800	397,700
131	285,300	336,100	368,100	398,000
132	285,700	336,400	368,400	398,300
133	286,000	336,700	368,700	398,600
134	286,300	337,000	369,000	398,900
135	286,600	337,300	369,300	399,200
136	286,900	337,600	369,600	399,500

別表１

＜給料表Ａ＞［施設長、保育士、事務員等］

職員の区分	職務の級	１　級	２　級	３　級	４　級	５　級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	137	322,100		417,700		
	138	322,400		418,100		
	139	322,800		418,500		
	140	323,100		418,900		
	141	323,400		419,300		
	142	323,700				
	143	324,000				
	144	324,300				
	145	324,600				
	146	324,900				
	147	325,200				
	148	325,500				
	149	325,800				

＜給料表Ｂ＞［看護師、保健師等］

職務の級	１　級	２　級	３　級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
137	322,200		
138	322,500		
139	322,800		
140	323,100		
141	323,400		
142	323,700		
143	324,000		
144	324,300		
145	324,600		
146			
147			
148			
149			

＜給料表Ｃ＞［管理栄養士、栄養士等

職務の級	１　級	２　級	３　級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
137	321,500		
138	321,800		
139	322,100		
140	322,400		
141	322,700		
142	323,000		
143	323,300		
144	323,600		
145	323,900		
146	324,200		
147	324,500		
148	324,800		
149	325,000		

＜給料表Ｄ＞［調理員、用務員等］

職務の級	１　級	２　級	３　級	４　級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
137	287,200	337,900	369,900	399,800
138	287,500	338,200	370,200	400,100
139	287,800	338,500	370,500	400,400
140	288,100	338,800	370,800	400,700
141	288,400	339,100	371,100	401,000
142	288,700	339,400	371,400	401,300
143	289,000	339,700	371,700	401,600
144	289,300	340,000	372,000	401,900
145	289,600	340,300	372,300	402,200
146	289,800	340,600	372,600	402,500
147	290,100	340,900	372,900	402,800
148	290,400	341,200	373,200	403,100
149	290,700	341,500	373,500	403,400
150	291,000	341,800	373,800	
151	291,300	342,100	374,100	
152	291,600	342,400	374,400	
153	291,900	342,700	374,700	
154	292,200	343,000	375,000	
155	292,500	343,300	375,300	
156	292,800	343,600	375,600	
157	293,100	343,900	375,900	
158	293,400	344,200	376,200	
159	293,700	344,500	376,500	
160	294,000	344,800	376,800	
161	294,300	345,100	377,100	
162	294,600	345,400	377,400	
163	294,900	345,700	377,700	
164	295,200	346,000	378,000	
165	295,500	346,300	378,300	
166	295,800	346,600	378,600	
167	296,100	346,900	378,900	
168	296,400	347,200	379,200	
169	296,700	347,500	379,500	
170	297,000	347,800	379,800	
171	297,300	348,100	380,100	
172	297,600	348,400	380,400	
173	297,900	348,700	380,700	
174	298,200	349,000	381,000	
175	298,500	349,300	381,300	
176	298,800	349,600	381,600	
177	299,100	349,900	381,900	
178	299,400	350,200	382,200	
179	299,700	350,500	382,500	
180	300,000	350,800	382,800	
181	300,300	351,100	383,100	
182	300,600	351,400	383,400	
183	300,900	351,700	383,700	
184	301,200	352,000	384,000	
185	301,500	352,300	384,300	
186	301,800	352,600	384,600	
187	302,100	352,900	384,900	
188	302,400	353,200	385,200	
189	302,700	353,500	385,500	
190	303,000	353,800	385,800	
191	303,300	354,100	386,100	
192	303,600	354,400	386,400	
193	303,900	354,700	386,700	
194	304,200	355,000		
195	304,500	355,300		
196	304,800	355,600		
197	305,100	355,900		
198	305,400	356,200		
199	305,700	356,500		
200	306,000	356,800		
201	306,300	357,100		
202	306,600	357,400		

別表１

＜給料表Ａ＞［施設長、保育士、事務員等］

職員の区分	職務の級	１　級	２　級	３　級	４　級	５　級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
嘱託職員		201,200	233,700	274,800	318,400	436,800

＜給料表Ｂ＞［看護師、保健師等］

職務の級	１　級	２　級	３　級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
嘱託職員	206,900	235,500	274,700

＜給料表Ｃ＞［管理栄養士、栄養士等

職務の級	１　級	２　級	３　級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
	202,900	234,400	274,700

＜給料表Ｄ＞［調理員、用務員等］

職務の級	１　級	２　級	３　級	４　級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
203	306,900	357,700		
204	307,200	358,000		
205	307,500	358,300		
206	307,800	358,600		
207	308,100	358,900		
208	308,400	359,200		
209	308,700	359,500		
210	309,000	359,800		
211	309,300	360,100		
212	309,600	360,400		
213	309,900	360,700		
214	310,200	361,000		
215	310,500	361,300		
216	310,800	361,600		
217	311,100	361,900		
218	311,400	362,200		
219	311,700	362,500		
220	312,000	362,800		
221	312,300	363,100		
222	312,600	363,400		
223	312,900	363,700		
224	313,200	364,000		
225	313,500	364,300		
226	313,800			
227	314,100			
228	314,400			
229	314,700			
230	315,000			
231	315,300			
232	315,600			
233	315,900			
234	316,200			
235	316,500			
236	316,800			
237	317,100			
238	317,400			
239	317,700			
240	318,000			
241	318,300			
242	318,600			
243	318,900			
244	319,200			
245	319,500			
246	319,800			
247	320,100			
248	320,400			
249	320,700			
250	321,000			
251	321,300			
252	321,600			
253	321,900			
254	322,200			
255	322,500			
256	322,800			
257	323,100			
258	323,400			
259	323,700			
260	324,000			
261	324,300			
	208,600	222,900	243,100	274,600

別表2［職員諸手当の支給要件及び支給金額について］

		要件と金額
扶養手当	支給要件	イ 扶養親族を有する常勤職員に対して支給される。但し、部長、嘱託職員及び非常勤職員には支給しない。また4月1日時点で満22歳以上の扶養親族および満60歳未満の扶養親族および配偶者は支給対象としない。 ロ 加算額は、満15歳に達する日以後の最初の4月1日以降、満22歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子一人につき4,000円支給される。 ハ 扶養親族認定年収額は1,300,000円未満とする。 二 扶養手当は届出の日が属する給与計算期間から受給資格の喪失の日の属する給与計算期間迄支給する。
	支給金額	イ 子　月額 13,000円 加算額　子一人につき　月額 4,000円 ロ 子および配偶者以外の扶養親族　月額 6,000円 ※4級相当職員は 3,000円
管理職手当	支給要件	イ 部長に支給する。 ロ 園長等に支給する。
	支給金額	イ　月額 126,900円 ロ　月額 89,600円
地域手当	支給要件	イ 職員に支給する。
	支給金額	イ 常勤職員は、その給与計算期間の基本給、管理職手当、扶養手当の15パーセント。 ロ 非常勤職員は、基本時給の15パーセントとし、基本時給に加算する。
超過勤務手当	支給要件	イ 所定就業時間を超えて勤務をすることを命ぜられた職員。但し、別表1の4級以上の職員には支給しない。 ロ 超過勤務手当の計算期間は前月初日から前月末日迄とし、翌月の給料支払日に支払う。
	支給金額	イ 1時間当たりの単価の算出方法 （基本給＋地域手当＋管理職手当＋扶養手当+指導育成手当+処遇改善特例手当）×12月 ＝ A 年間所定労働時間 通常の日　A×1．25×時間外勤務時間 通常の日の深夜　A×1．50×時間外勤務時間 休日　A×1．35×時間外勤務時間 休日深夜　A×1．60×時間外勤務時間 ※深夜＝22時～翌日5時まで
定額超過勤務手当	支給要件	イ 事前に所定労働時間を超えた勤務を命ぜられた職員に支給する。別表1の4級以上の職員には支給しない。 ロ 事前に命ぜられた勤務時間は、1か月につき8時間、12時間、16時間、20時間のいずれかとする。
	支給金額	イ 1時間当たりの単価の算出方法 （基本給＋地域手当＋管理職手当＋扶養手当+指導育成手当+処遇改善特例手当）×12月 ＝ B 年間所定労働時間 B×1.30×定額超過勤務時間
住居手当	支給要件	イ 世帯主等のうち、満34歳に達する日以後の最初の3月31日までの間で、自ら居住するため住宅を借り受け、月額15,000円以上の家賃を支払っている常勤職員。但し、嘱託職員及び非常勤職員には支給しない。 ロ 賃貸借契約書の写しを提出すること。 ハ 住居手当は届出の日の属する給与計算期間から受給資格の喪失の日の属する給与計算期間迄支給する。
	支給金額	イ　月額 15,000円
通勤手当	支給要件	イ 交通機関を利用している職員で、通勤距離が片道2キロメートル以上で、運賃又は料金を負担することを常例とする者。 ロ 車輌等交通用具を利用している職員で、通勤距離が片道2キロメートル以上で、交通用具を使用することを常例とする者。 ハ 通勤の方法は園が認める最も経済的な順路及び交通機関を利用すること。 二 給与計算期間の途中で就職、退職又は通勤方法を変更した者は日割計算による。
	支給金額	（1） 交通機関利用者 イ 利用区間において、6ヵ月間出勤した場合の最も経済的な価格とし、月額25,000円を限度として支給する。 （2） 車輌等交通用具利用者 イ 通勤距離に応じて下記のとおり支給する。但し、月間の出勤日数が20日に満たない場合は、以下の適用額を20で除して実出勤日数を乗じたものとする。 55km以上　15000 円 45km以上　55km未満　14,000 円 35km以上　45km未満　13,000 円 25km以上　35km未満　11,000 円 20km以上　25km未満　9,000 円 15km以上　20km未満　7,000 円 10km以上　15km未満　5,000 円 5km以上　10km未満　3,000 円 2km以上　5km未満　2,600 円 ロ 通勤車両管理規程に定める私有車を用いて通勤する場合、その私有車の保管場所として所属施設の近隣に駐車場を借り受けたときには月額10,000円を上限に、その半額を補助する。

別表2［職員諸手当の支給要件及び支給金額について］

		要件と金額
変則勤務手当	支給要件	イ　始業時間が午前8時より早い保育士、看護師、調理員 ロ　終業時間が午後6時より遅い保育士、看護師、調理員 ハ　時間外勤務の場合は支給しない 二　但し、非常勤職員には支給しない。
	支給金額	イ　月額　　10,000円
提案手当	支給要件	イ　業務改善提案票を提出した職員に提案手当を支給する。
	支給金額	ロ　業務改善提案票1票につき、200円
遠隔地赴任手当	支給要件	イ　遠隔地から新規採用した職員に支給する。但し、非常勤職員には支給しない。 ロ　常勤職員としての雇用契約をすでに結んでいる現非常勤職員に支給する。 ハ　異動する常勤職員に支給する。 ただし、イおよびロについては以下の①から⑤のすべての条件を、ハについては⑤から⑦のすべての条件を満たすこと。 ①採用試験応募時の現住所もしくは出身地が遠隔地（※1）であること。 ②採用試験応募時に保育士資格養成学校に在学中であること。 ③雇用契約締結時に住居手当の支給要件を満たすこと。 ④新規採用日から継続して2年以上就労すること。 ⑤過去に同種の手当および貸与金の支給、貸与を受けていないこと。 ⑥異動時の現住所が遠隔地（※1）であること。 ⑦異動後に世帯主であり、賃貸借契約を結び月額20,000円を超える家賃又は間　　賃を支払っていること。 ※1　遠隔地とは公共交通機関を用いて通勤した場合、午前6時30分までにJR中央線国立駅および東武東上線下赤塚駅に到着できない地をいう。
	支給金額	イ　新規採用時1回のみ　　採用年度ごとに理事会にて決定する。 ロ　新規常勤職員登用時に1回のみ　　採用年度ごとに理事会にて決定する。 ハ　異動1回につき1回のみ　　異動時に理事会にて決定する。
公立保育所引継手当	支給要件	イ　公立保育所を受託し、運営および保育内容をそのまま引き継ぐ場合、その保育所に勤務する常勤職員及び嘱託職員に、受託から5年間支給する。但し、受託期間が1年未満の場合は支給しない。但し、非常勤職員には支給しない。
	支給金額	イ　1年目は給与計算期間の基本給の5パーセント 2年目は給与計算期間の基本給の4パーセント 3年目は給与計算期間の基本給の3パーセント 4年目は給与計算期間の基本給の2パーセント 5年目は給与計算期間の基本給の1パーセント
指導育成手当	支給要件	イ　2号級および3号級の職員に支給する。 ロ　支給当年度当初の各園のクラスリーダー保育士に支給する。ただし、年度途中で職員配置等の変更が生じた場合は、理事会にて決定する。 ハ　支給当年度当初に各園2名以内で理事会で承認した常勤職員に支給する。ただし、年度途中で職員配置等の変更が生じた場合は、理事会にて決定する。また、非常勤職員には支給しない。
	支給金額	イ　月額　　40,000円 ロおよびハ　処遇改善加算補助金Ⅱの給付対象となる法人内のすべての園等（以下「対象施設」とする）が給付を受ける処遇改善加算補助金Ⅱ総額から、対象施設のイの総額を控除した額を、対象施設のロおよびハの総人数で除した金額を12で除し、小数点以下は切り上げて月額で支給する。支給金額が月額5,000円に満たない場合は、月額5,000円以上となるまで支給要件ハの人数を減じて調整する。なお、対象施設以外の施設に所属する常勤職員及び嘱託職員については、委託費等を財源として、前述で算定された金額を支給金額とする。
処遇改善特例手当	支給要件	イ　処遇改善特例手当は、支給当年度4月1日の職員配置に基づき、支給当年度の処遇改善加算補助金Ⅲを財源として、理事、園長等を除く指導育成手当を支給していない職員に対し、勤務実態に応じて支給する。
	支給金額	イ　常勤職員は月額9,000円とし、1週あたりの所定労働時間40時間を満額とし、その割合で支給する。 ロ　非常勤職員は以下の算式によって求められた額を基本時給に加算する。 算式：9,000円（イと同額）×12ヵ月÷2,080（年間所定時間数）
休日保育従事手当	支給要件	イ　休日保育実施要項に定める管理者の従事職員に休日出勤手当を含めた時間給を支給する。 ロ　保育士、調理員の従事職員に休日出勤手当を含めた時給を支給する。 ただし、イおよびロについて法定時間外勤務手当を含む。
	支給金額	イ　時給　　5,500円　（ただし、イ、ロともに給料表別表1において3級以上の職員は6,000円とする。） ロ　時給　　5,000円
休日保育専従手当	支給要件	イ　南大泉保育園において専ら休日保育に従事するために雇用された保育士及び調理員の非常勤職員に時給を支給する。 ただし、イについて法定時間外勤務手当を含む。
	支給金額	イ　時給　　2,500円
休日保育待機手当	支給要件	イ　休日保育実施要項に定める休日保育の待機者に選任されながら、同第5条第2項第3号の決定により、休日保育実施日の予定利用人数が少なかったために従事者とならなかった管理者、保育士、調理員の待機者に手当を支給する。
	支給金額	イ　1回につき10,000円とする。

別表2［職員諸手当の支給要件及び支給金額について］

			要件と金額
異動手当	支給要件		イ　異動区分ニを希望し、異動した職員に支給する。
	支給金額		イ　基本給および地域手当1ヶ月分。
運転手当	支給要件		イ　運転手当は、園長等から指示を受け車両を運転する業務に就いた、給料表別表1の職務の級が1級から3級の職員に支給する。
	支給金額		イ　1日あたり500円。
法定外有給休暇未取得手当	支給要件		イ　法定外有給休暇未取得手当は、消滅時効によって消滅する年次有給休暇について、買上請求をおこなった職員に支給する。但し、部長、園長等には支給しない。
	支給金額		イ　1日あたり10,000円。
出産給付調整手当	支給要件		イ　出産給付調整手当は、産前産後休暇を取得する職員に支給する。ただし、出産手当金が育児休業給付金と同率になるまでの時限措置とする。
	支給金額		イ　基本給および地域手当1ヶ月分。
賞与	期末賞与	支給要件	イ　基準日に在職する常勤職員及び嘱託職員。
		支給金額	イ　支給金額は次式により算定する。 支給基準額（別表3）×勤務期間率（別表3）×支給月数（別表3） 支給月数は、東京都人事委員会の東京都職員の期末手当の勧告を参考にする
	勤勉賞与	支給要件	イ　基準日に在職する常勤職員及び嘱託職員。但し、短時間勤務の常勤職員（※2）は除く。 ※2　育児介護短時間勤務を適用している職員は含まない
		支給金額	イ　支給金額は次式により算定する。 支給基準額（別表3）×勤務期間率（別表3）×支給月数（別表3）×成績率（別表3） 支給月数は、東京都人事委員会の東京都職員の勤勉手当の勧告を参考にする。
	施設新設賞与	支給要件	イ　3月1日に在職し、かつ4月1日以降も在職する常勤職員及び嘱託職員。
		支給金額	イ　支給金額は、剰余金の範囲内で理事会にて決定し次式により算定する。 支給金額（別表3）×勤務期間率（別表3）
	特別賞与	支給要件	イ　理事会で決定する。
		支給金額	イ　理事会で決定する。
	職員紹介賞与	支給要件	イ　リファラル採用制度実施要項に基づき対象となる職員。
		支給金額	イ　在職職員100,000円（300,000円を限度とする）　新入職員50,000円
	特別功績賞与	支給要件	イ　著しい功績をあげた職員。
		支給金額	イ　年度ごとに理事会にて決定する。
	新規入職賞与	支給要件	イ　常勤職員として新規に入職し、理事会にて対象者として承認を得た職員。ただし、紹介会社経由の職員は除く。
		支給金額	イ　50,000円

別表3

〔賞与の計算方法〕

1. 賞与

(1) 賞与は定期賞与(期末賞与、勤勉賞与)及び不定期賞与(特別賞与、施設新設賞与、職員紹介賞与、特別功績賞与、新規入職賞与)からなる。

(2) 賞与は上期定期賞与、下期定期賞与、施設新設賞与、特別賞与、職員紹介賞与、新規入職賞与とする。

	支給日	支給対象期間
上期定期賞与	6月15日	前年12月1日～当年5月31日
下期定期賞与	12月15日	当年6月1日～当年11月30日
施設新設賞与	3月1日より35日を超えない期間内	前年4月1日～当年2月末日
特 別 賞 与	理事会で決定する	理事会で決定する
職員紹介賞与	上期賞与、下期賞与の支給日に準ずる	対象となる職員の試用期間の満了日が上期賞与、下期賞与の支給対象期間内であること。
新規入職賞与	上期賞与、下期賞与の支給日に準ずる	対象となる職員の試用期間の満了日が上期賞与、下期賞与の支給対象期間内であること。

2. 期末賞与の計算方法について

(1) 期末賞与は次式により算出する。

期末賞与＝支給基準額(2)×勤務期間率(3)×支給月数(4)

(2) 支給基準額とは給与計算期間に受ける基本給、地域手当（基本給+扶養手当）×15%、職務段階別加算額(5)及び管理職加算額(6)の合計額とする。

(3) 勤務期間率

基準日現在で、支給対象期間における勤務期間を算定し、＜表 1＞により勤務期間率を決定する。

勤務期間の算定には、次の期間は算定の基礎に含めない。

① 休職及び停職の期間
② 給与を減額された期間
③ 負傷疾病により勤務しなかった期間
④ 産前産後休暇の期間
⑤ 育児休業及び介護休業の期間

＜表 1＞

勤　務　期　間		勤務期間率
6ヶ月以上		1.0
5ヶ月以上	6ヶ月未満	0.8
4ヶ月以上	5ヶ月未満	0.7
3ヶ月以上	4ヶ月未満	0.6
2ヶ月以上	3ヶ月未満	0.5

(4) 支給月数

＜表 2＞

	部長	園長等	その他職員
上期定期賞与	0.950	1.050	1.250
	(0.60)	(0.60)	(0.70)
下期定期賞与	0.950	1.050	1.250
	(0.60)	(0.60)	(0.70)

※ ( )については、嘱託職員　但し、理事兼務の嘱託職員は常勤職員と同様の支給月数とする。

(5) 職務段階別加算額

＜表 3＞

	部長	園長等	副園長等	主任	副主任
加算割合	20%	15%	10%	6%	3%

(6) 管理職加算額

＜表 4＞

	部長	園長等
加算割合	20%	15%

3. 勤勉賞与の計算方法について

（1） 勤勉賞与は次式により算出する。

勤勉賞与＝支給基準額（2）×勤務期間率（3）×支給月数（4）×成績率（5）

（2） 支給基準額とは給与計算期間に受ける基本給、地域手当（基本給×15％）、職務段階月加算額及び管理職加算額の合計額とする。

（3） 勤務期間率

基準日現在で、支給対象期間における勤務期間を算定し、＜表 1＞により勤務期間率を決定する。

勤務期間の算定には、次の期間は算定の基礎に含めない。

① 休職及び停職の期間
② 給与を減額された期間
③ 負傷疾病により勤務しなかった期間
④ 産前産後休暇の期間
⑤ 育児休業及び介護休業の期間

（4） 支給月数

＜表 5＞

	部長	園長等	その他職員
上期定期賞与	1.475	1.375	1.175
	(0.675)	(0.675)	(0.575)
下期定期賞与	1.475	1.375	1.175
	(0.675)	(0.675)	(0.575)

※ （ ）については、嘱託職員　但し、理事兼務の嘱託職員は常勤職員と同様の支給月数とする。

（5） 職務段階別加算額

＜表 3＞

（6） 管理職加算額

＜表 4＞

（7） 成績率

人事考査の評価により、次の5段階で評価し、＜表6＞により成績率を決定する。

＜表 6＞

人事考課の評価	成績率
A	1.2
B	1.1
C	1.0
D	0.9
E	0.8

ただし、人事考査を行わない場合は、理事会においてクラス担任を担えるか否かの評価を行い、成績率を決定する。

評　　価	成 績 率
クラス担任を任せられる	1.0
クラス担任を任せられない	0.8

（8） 懲戒処分等による勤勉賞与の減額

基準日以前6ヶ月の期間（以下「勤勉賞与の対象期間」という。）において、就業規則第49条に規定する懲戒処分を受けた職員及び私事欠勤等の事由がある場合の勤勉賞与についてに＜表7＞に掲げる割合を減じて得たものを乗じて得た割合とする。

＜表 7＞

私事欠勤等が8日以上のとき	100分の100
私事欠勤等が7日のとき	100分の80
私事欠勤等が5及び6日のとき	100分の60
私事欠勤等が4日のとき	100分の40
私事欠勤等が3日のとき	100分の20
私事欠勤等が2日のとき	100分の10
出勤停止の処分を受けた場合	１回につき100分の50
遅刻が6日以上のとき	100分の50
遅刻が5日のとき	100分の20
遅刻が4日のとき	100分の10
遅刻が2日のとき	100分の5
減給の処分を受けた場合	１回につき100分の35
けん責の処分を受けた場合	１回につき100分の20

規定する処分を重複して受けた場合にあっては、減額率の割合の高いものを適用する。

4. 施設新設賞与の計算方法について
（1） 施設新設賞与は次式により算出する。
施設新設賞与＝支給金額(2)×勤務期間率(3)
（2） 支給金額とは、剰余金の範囲内で理事会にて決定した金額とする。
（3） 勤務期間率
3月1日現在で、支給対象期間における勤務期間を算定し、＜表 8＞により勤務期間率を決定する。
勤務期間の算定には、次の期間は算定の基礎に含めない。
① 休職及び停職の期間
② 給与を減額された期間
③ 負傷疾病により勤務しなかった期間

＜表 8＞

勤　務　期　間		勤務期間率
11ヶ月以上		1.0
8ヶ月以上	11ヶ月未満	0.8
5ヶ月以上	8ヶ月未満	0.6
2ヶ月以上	5ヶ月未満	0.4

5. 特別賞与の計算方法について
（1） 算出方法
理事会で決定する。
（2） 勤務期間率
理事会で決定する。
（3） 成績率
理事会で決定する。

6. 職員紹介賞与の計算方法について
（1） 職員紹介賞与は定額とする。
（2） 支給金額は、在職職員100,000円(300,000円を限度とする) 新入職員50,000円とする。

7. 特別功績賞与の計算方法について
（1） 年度ごとに理事会にて決定した金額とする

8. 新規入職賞与の計算方法について
（1） 支給金額は、50,000円とする。